

わが家、わが町を守るための

垂井町 土砂災害ハザードマップ

垂井地区

岩手地区



垂井町梅谷地内 平成20年 (台風被害)

垂井町梅谷地内 令和2年 (法面前壊)

このマップは、岐阜県が指定・公表している土砂災害警戒区域等に基づいて、住民のみなさんの避難に役立つように、土砂災害の種類とその範囲、ならびに避難場所などを示したものです。土砂災害は大雨や集中豪雨、地震などによって引き起こされる斜面災害です。土砂災害が発生するおそれがあるときは、役場から避難情報が出されますので、このマップを持ってすみやかに避難してください。また、土砂災害の前兆現象に注意し、危険を感じたら早めの避難を心がけましょう。

※いざというときに備えて、あなたの家から避難場所までの安全な経路や、家族の連絡先などを書き込んで、見やすい場所に保管しましょう。



垂井町 防災情報のページのQRコードです。

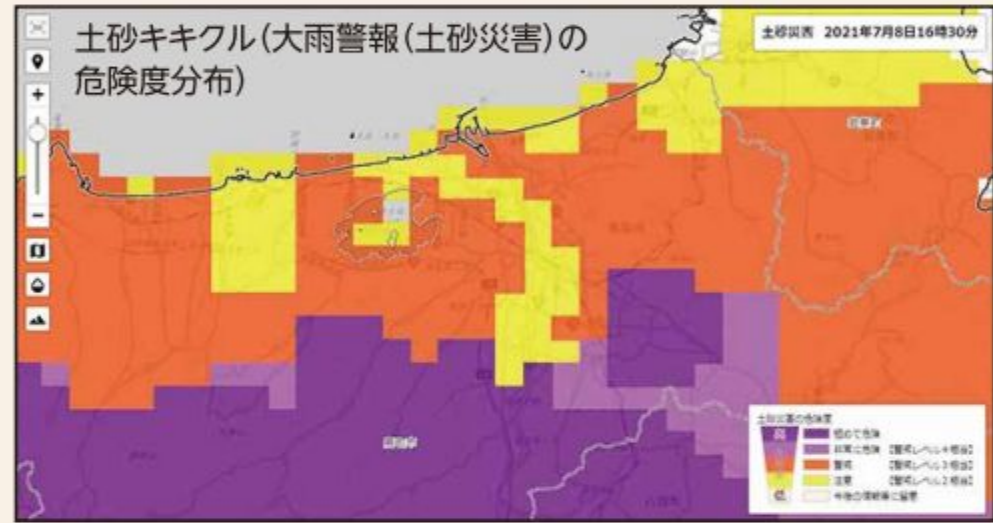


垂井町 令和4年3月改訂

土砂災害に備える行動

●土砂キキクルの活用と避難情報の確認

土砂災害の危険度分布を表す土砂キキクルは、大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報です。常時10分毎に更新しており、土砂災害警戒情報や大雨警報(土砂災害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。土砂災害発生危険度が高まっているときは、土砂災害警戒区域から離れて、少しでも安全な場所への早めの避難を心がけてください。



土砂キキクルのホームページ

避難情報に関するガイドライン		防災気象情報をもとに取るべき行動と相当する警戒レベル	
警戒レベル	発令される状況	避難情報等	土砂キキクルの活用
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保(市町村長が発令)	大雨特別警報(土砂災害) ※2色の意味 みなが取るべき行動※1
～警戒レベル4までに必ず避難～			
4	災害のおそれ高い	避難指示(市町村長が発令)	極めて危険 この段階までに必ず避難を完了しておく
3	災害のおそれあり	高齢者等避難(市町村長が発令)	非常に危険 危険な場所から全員避難 避難指示が発令されていなくても、キキクルの情報等をふまえ、自らの判断で避難する
2	気象状況悪化	大雨・洪水注意報(気象庁が発表)	警戒 高齢者等は危険な場所から避難(障害のある方、乳幼児等、またはその支援者)
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報(気象庁が発表)	注意 避難に備えてハザードマップ等を用意し、自らの避難行動を確認する 避難先と避難経路の確認をする

避難情報に関するガイドラインの説明資料(内閣府)、気象庁ホームページに基づき作成。
※1 土砂キキクルに関わらず、自治体から避難指示等が発令された場合にはすみやかに避難行動をとってください。
※2 土砂キキクルで表示される色は、避難にかかる時間を考慮して、2時間先までの予測値を用いて、危険度を表している。(予測値は土壌雨量指数等から算出)

土砂災害に関する知識

●垂井町の最近の災害状況

平成20年の9月2日昼過ぎから3日明け方にかけて、日本の南と日本海にある低気圧の影響により、暖かく湿った空気が流れ込んだため、岐阜県西濃を中心に雷を伴い、大雨となりました。垂井町では、大雨・洪水警報が発令され、床上浸水7棟、床下浸水46棟の被害がありました。土砂災害は雨が降った後に起こりやすいため、十分に注意しましょう。

●土砂災害の種類と前兆現象

土砂災害には急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)、土石流、地すべりの3種類があり、それぞれ特徴が異なります。土砂災害の発生前には、前兆現象がみられることがあります。急傾斜地やがけの深流付近にお住まいの方は、前兆現象などにより危険を感じたら、早めに避難してください。



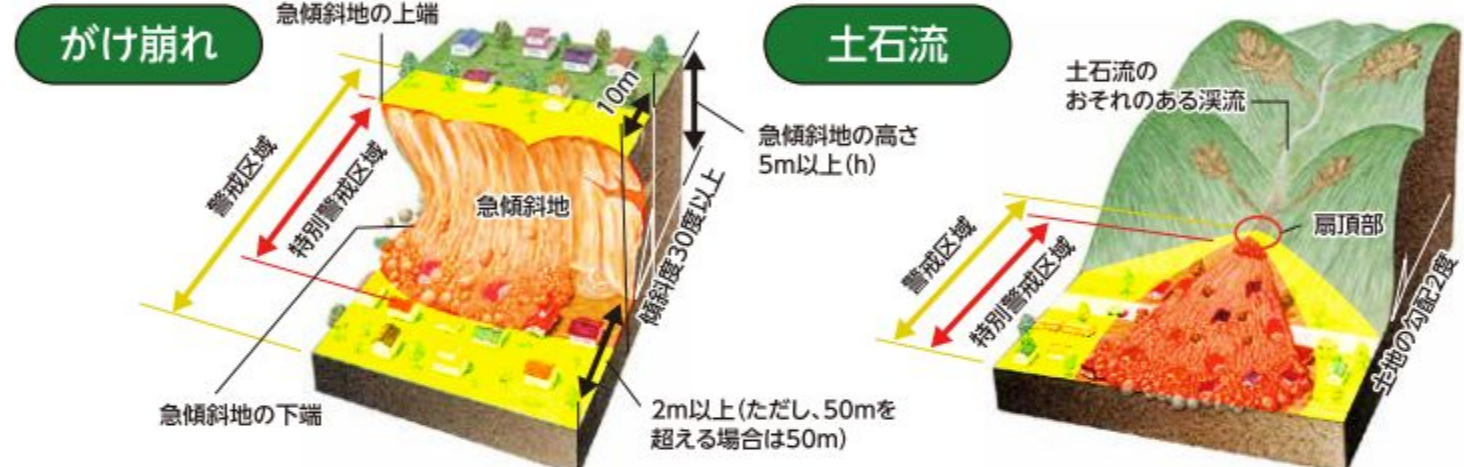
!! 前兆現象に要注意 !!



上記の前兆現象がすべてではありません。前兆現象が無い場合でも土砂災害が発生することもあります。

●土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき、岐阜県が土砂災害への注意が必要な区域として警戒区域を指定しています。警戒区域は、傾斜地の形態に着目し、一律に指定されるものです。警戒区域に指定されることが、直接土砂災害の危険性を示しているということではありません。



土砂災害警戒区域(イエローゾーン)
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。
土砂災害警戒区域の指定基準
●傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域
●急傾斜地の先端から水平距離が10メートル以内の区域
●急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50メートルを超える場合は50メートル)以内の区域

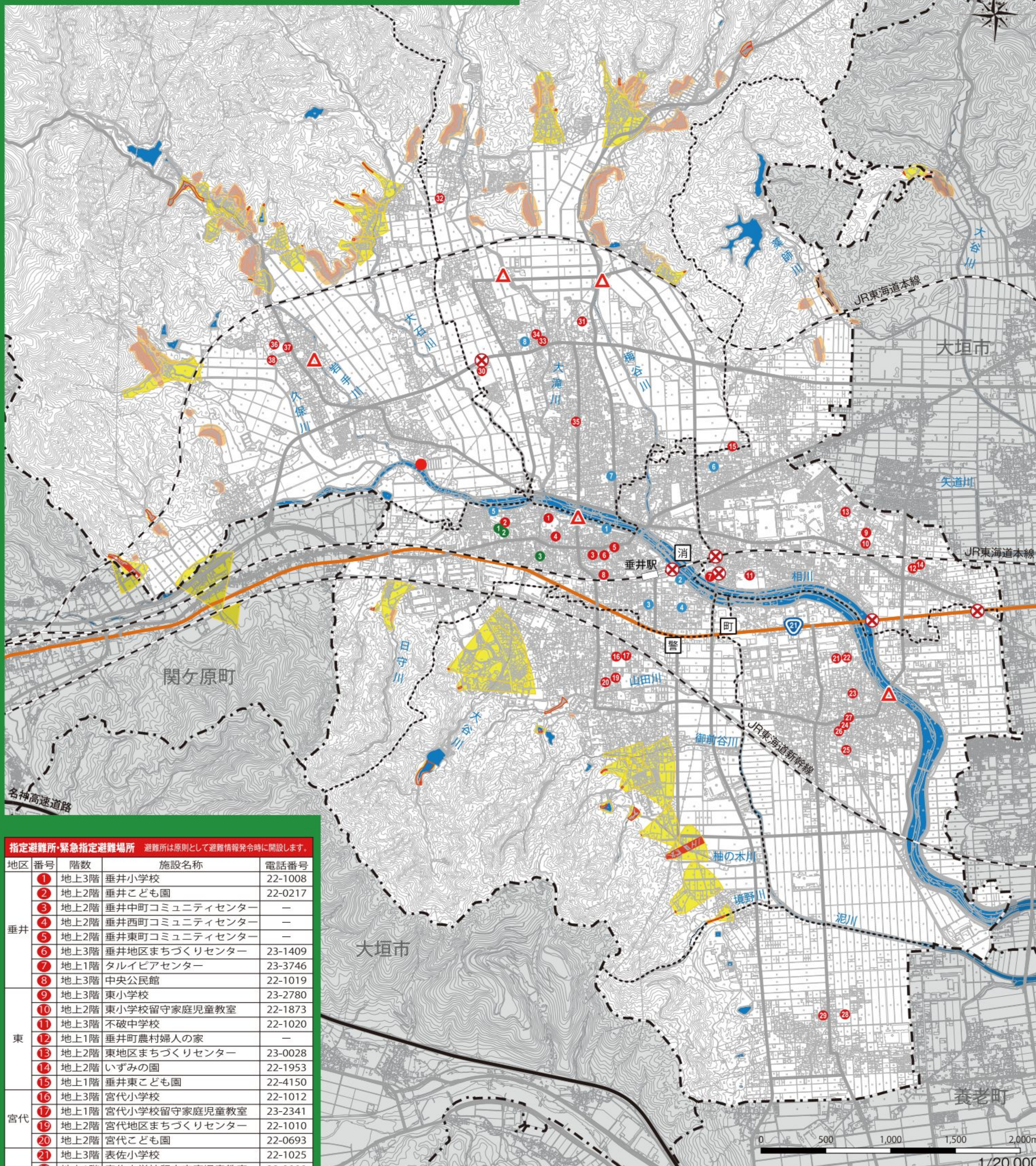
土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。



●特定の開発行為に対する許可制(岐阜県) ●屋敷を有する建築物の構造規制 ●建築物の移転等の動向(岐阜県)
土砂災害特別警戒区域の指定基準
急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力を上回る区域。

全域版

<お問い合わせ先>
垂井町役場 建設課
〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957-11
TEL 0584-22-1151(代)



地区	番号	階数	施設名称	電話番号	
垂井	1	地上3階	垂井小学校	22-1008	
	2	地上2階	垂井こども園	22-0217	
	3	地上2階	垂井中町コミュニティセンター	-	
	4	地上2階	垂井西町コミュニティセンター	-	
	5	地上2階	垂井東町コミュニティセンター	-	
	6	地上3階	垂井地区まちづくりセンター	23-1409	
	7	地上1階	タレイピアセンター	23-3746	
	8	地上3階	中央公民館	22-1019	
	9	地上3階	東小学校	23-2780	
	10	地上2階	東小学校留守家庭児童教室	22-1873	
東	11	地上3階	不破中学校	22-1020	
	12	地上1階	垂井町農村婦人の家	-	
	13	地上2階	東地区まちづくりセンター	23-0028	
	14	地上2階	いずみの園	22-1953	
	15	地上1階	垂井東こども園	22-4150	
	16	地上3階	宮代小学校	22-1012	
	17	地上1階	宮代小学校留守家庭児童教室	23-2341	
	18	地上2階	宮代地区まちづくりセンター	22-1010	
	19	地上2階	宮代こども園	22-0693	
	20	地上3階	表佐小学校	22-1025	
宮代	21	地上1階	表佐小学校留守家庭児童教室	22-2998	
	22	地上1階	表佐地区まちづくりセンター	22-1011	
	23	地上1階	南体育館	-	
	24	地上2階	つづみ会館	-	
	25	地上1階	表佐こども園	23-1298	
	26	地上3階	老人福祉センター	23-2117	
	27	地上2階	合原小学校	22-1014	
	28	地上2階	栗原地区まちづくりセンター	23-0931	
	29	地上4階	北中学校	22-1004	
	30	地上3階	府中小学校	22-1018	
府中	31	地上1階	垂井町林業センター	-	
	32	地上2階	府中地区まちづくりセンター	23-2002	
	33	地上1階	府中こども園	22-0149	
	34	地上2階	垂井町コミュニティ・防災センター	23-1766	
	35	地上3階	岩手小学校	22-1003	
	36	地上2階	岩手地区まちづくりセンター	22-1007	
	37	地上1階	岩手こども園	22-0417	
	岩手	38	地上1階	岩手こども園	22-0417
		39	地上1階	岩手こども園	22-0417
		40	地上1階	岩手こども園	22-0417

地区	番号	施設名称	電話番号
垂井	1	相川児童公園	-
	2	コスモス公園	-
	3	神田西公園	-
	4	神田東公園	-
	5	西相川公園	-
東	6	地蔵公園	-
	7	清水児童公園	-
	8	新井公園	-

地区	番号	階数	施設名称	電話番号
垂井	1	地上1階	デイサービスセンター	22-2767
	2	地上1階	生きがいセンター	22-3551
	3	地上2階	けやきの家	22-3207

緊急指定避難場所		凡例(地図記号の説明等)	
地区	施設名称	電話番号	
0	指定避難所	⊗	地下道(アンダーパス)
1	緊急指定避難場所	●	鉄道
2	福祉避難所	○	高速道路
3	警 垂井警察署	○	国道
4	消 東消防署	○	主な道路
5	町 垂井町役場	○	地区境界
6	消 谷雨量観測所(国交省)	○	市町村境界
7	水 水位観測所	○	行政界外
8		○	河川・ため池などの水域

凡例(土砂災害)	
●	土砂災害特別警戒区域
■	土石流
■	急傾斜地の崩壊
■	土砂災害警戒区域
■	土石流
■	急傾斜地の崩壊

※土砂災害が発生するおそれがある場合、土砂災害警戒区域・特別警戒区域外に最初に開設される地点となる避難所(各地区小学校)に早めに避難することが重要です。(開設情報は町より発表されます。)避難場所も含め、避難所への経路は平時に各自で考えておきましょう。

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用【測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 3JHs 357】